

『防長風土注進案』岩見島 主要部分訳注

*谷本 圭司

Translation and annotation of major part of Iwamishima (岩見島) in "Bouchou Fudo Chushinmann (防長風土注進案)"

Keiji, TANIMOTO

【解説】

・本稿は、土木建築工学科の橋本堅一教授と共著での石積文化研究の基礎作業として谷本が作成した『防長風土注進案』中の岩見島（現 祝島）の主要部分の口語訳と注釈である。

『防長風土注進案』は、天保期における萩本藩領内のほぼ全ての村の、地誌的項目全般にわたる詳細な実態調査報告書の集成であり、地誌史料、郷土資料として貴重であり、村落の史的基礎資料として高い価値を有する。石積文化研究に直結する部分は少ないものの、祝島に関する基礎文献として、『防長風土注進案』の祝島に該当する部分を平易に読める形にすることは有意義であるとの判断から、谷本が訳注を担当した。

・原文は、昭和三五～四一年 山口県立山口図書館刊の『防長風土注進案』全二十二巻（本編二十一巻、研究要覧一卷）の第六巻 上関宰判 下 四二四～四四一ページに収録されている翻刻に基づいた。訳文と注釈のみの掲載であるため、原文を参照していただければ幸いである。原文は候文体で書かれているので、その雰囲気を生かすように訳すよう試みた。

・注は、用語は、主に前書『研究要覧』に依拠し、記事は、『防長寺社由来』全七巻（昭和五七～六一 山口県文書館刊）、『山口縣風土誌』全十四巻（昭和四十七～五十年 歴史図書社刊）の関連部分を比較検討して若干の考察を加え、漢文部分（鐘銘文及び引用）に口語訳と語注を加えて理解に資するよう努めた。ただ、和歌の解釈は省略した。

・紙幅の都合により、棟札及び「括り」部分の石高などの列挙を省略し、尺貫法の記載もメートル法への換算値は示さなかった。

・本稿において、一箇所だけ現代の基準に照らして不適切な表現を「×××」と伏せた。この判断の責は、あくまで谷本にある。御理解をいただきたく思う。

・なお、今回の紀要への投稿にあたって、谷本の単著での投稿を快諾いただいた橋本堅一教授にあらためて感謝の意を表しておきたい。

『防長風土注進案』岩見島

大島郡上関御宰判 岩見嶋

古くは祝島と称したということ、この地には岩石が多いので岩見島と呼び慣わして来ております。

万葉の古歌（『万葉集』巻15-3636）に、

家人は、帰り早来と、いはひ島、いはひ待つらむ。旅行くわれをまた、宗祇法師（の歌に）

岩たたむいはひ嶋なる岩つつし咲くとき名のれ山郭公（出典未詳）これは、香箱あたりの風景を詠みなさったものといえます。また、傍らの小島、小祝・緒祝と称するものも、みなこのあたりの名から出ていて、今なお諸国の船人は、「祝しま」と呼んでいるのでございます。

『万葉集』（『万葉集』巻15-3637）

草枕 旅行く人を 祝しま いくよふるまで 祝ひ来にけん

『夫木集』（『夫木和歌抄』巻33 島 前の中納言定嗣＝葉室定嗣）

君が代を いく萬代とすむ鶴は祝ひしまよりいわぬ来つらん

〔注〕岩見島は、現在の山口県上関町祝島。『山口縣風土誌』巻七十八周

防國 熊毛郡 村誌 上関村 祝島 の名義の項（第四卷一七三ページ）

に「按るに、ヒミ横音相通を以て岩見と訛れるならん。慶長検地帳

以降岩見島なりしが、明治九（一八七六）年十一月古名に復せり」

とある。

一、縦横里数

東は、宮崎の内烏帽子という岬から洲崎まで、二十一丁三十七間。小洲崎から志藤津まで、一里三丁十八間、西は、志藤津から院名蔵の内穴

の口まで十七丁四十間。南は、穴の口から烏帽子まで一里。丁数四方はすべて合わせて、三里六丁三十五間。みな、海岸の出入りに沿って、この計測を行ったので、島の周囲の長さとなっております。

一、村内小名

東濱「人家あり」、東岡村「同上」、中村「同上」、西村「同上」

宮崎「人家なし」、大門（おおもん）「同上」、見道（みとお）「同上」、

三ツ石「同上」、洲崎 立花「同上」、長尾「同上」、峯ノ本「同上」、北

野「同上」、宇道（うとお）「同上」、八ノ尾「同上」、丸尾「同上」、志藤

津（しとおづ）「同上」、松地（まつち）「同上」、院名蔵（いんなくら）

「同上」、惣ずい 白崎「同上」、岩屋口「同上」、はへ「同上」、加田井

（かたい）「同上」、勘作り（かんづくり）「同上」、森「同上」、小惣津「同

上」、大窪「同上」、大遠（おおとお）「同上」、宇山（うやま）「同上」

小祝の内 釜の浦「人家なし」、網代「同上」

右の内、東濱、東岡村、中村、西村、宮崎、大門、見道、三ツ石、洲崎、立花は、（島の）東にあつて、海に面して山が迫っているため、地形は全て東西に長くなっており、峯の本、八の尾、北野、宇道、丸尾、志藤津、森は、北にあり、松地、院名蔵、惣津いは、西にあり、白崎、岩屋口、はへ、賀田井、小惣津、大窪は南にあり、大遠、宇山、勘作りは、中央にあります。

一、山川形勢

山の形は、東、西、南の三隅をなし、東北はとりわけ大きく、中でも惣津山はひときわ高く、西に至って少し細くなっています。西南の山脊（＝尾根）の荒磯には、奇岩・怪石が幾重にも重なっています。また、山の東北の浜頭は人家が密集し、長嶋および四代（よししろ）の台嶋を寅卯（とらう：東北東）の方角に望みまして、西北の汀（みぎわ）は、草木が繁茂して山はやや深く、川は三浦川、そのほかの小流だけでございます。

一、村内の日請土地相（日当たり・地味）の事

東浜、東岡村、中村、西村、宮崎、大門、見道、三ツ石、洲崎、立花、

長尾の十一ヶ所は、四分ほどは日当たりよく、六分ほどは日当たりが良くなく、峯の本、北野、宇道、八ノ尾、丸尾、志藤津、森の七ヶ所は、一分ほどは日当たりよく、九分ほどは日当たりが良くなく、松地、院名蔵、惣津いの三ヶ所は、三分ほどは日当たりが良く、七分ほどは日当たりが良くなく、白崎、岩屋口、はへ、賀田井、小惣津、大窪の六ヶ所は、七分ほど日当たりが良く、三分ほどは日当たりが良くなく、大遠、宇山、勘作りの三ヶ所は、八分ほど日当たりが良く、二分ほどは日当たりが良くございません。

土地の性質（＝地味）は、東浜、岡村、中村、西村、宮崎は、七分ほど黒真土（真土まつち＝耕作に適した良質の土）、三分ほど白砂交じりの土で、全て小石交じり、大門、洲崎、長尾、見道、三ツ石、立花、峯の本、志藤津、森、北野、宇道、八ノ尾、松地、丸尾は、五分ほど赤土、五分ほど黒土で、小石交じり、院名蔵、惣津い、白崎、岩屋口、小惣津、大窪、はへ、賀田井、大遠、宇山、勘作りは、六分ほど赤ねば土（粘土質の赤土）、四分ほど砂白土交じり（砂と白土交じり）、小祝の内、網代、釜の浦は、赤土で小石交じりでございます。

山は、ことごとく赤ねば土で小石交じり、石は、白石、黒石でござい

ます。

一、肥やし下草の多少（＝下草がどのくらいあるか）の事
下草は、相応（＝土地にふさわしいくらい）に有り、田地が無いこと

で十分に行き渡っておりますとのこと。

一、気候寒暖植付物時節の事
沖あいの島であつて、風のあたりが強いため、冬は寒気が強く、しかながら雪霜は数えることも無く、夏は涼しくしのぎよいところでございます。

植付け物の時節

小角豆（ササゲ）・小豆（アズキ）などは、八十八夜（立春から八十八日目。現在の暦では五月二日ごろ）過ぎから蒔き付け、唐芋（サツマイ

(モ)は、春の彼岸(春分の日を中日とする七日間)過ぎから、種芋を伏せて置き、梅雨のうちに植え付け、粟(アワ)・小黍(こきび)。キビの別称)・稗(ヒエ)は、旧暦四月中旬(現在の暦で五月中旬ごろ)から五月の節句(旧暦五月五日。現在の暦では六月初旬)までに蒔き付け、胡麻(ゴマ)は、半夏生(読み:はんげしよう)。夏至から十一日目。現在の暦では七月二日ごろ)から旧暦六月の土用の入り(現在の暦で、七月十七日ごろ)までに蒔き付け、大根は、秋の彼岸の十日ほど前(現在の暦で九月上旬)に蒔き付け、小麦は、旧暦九月の土用中(現在の暦で、十月十七日ごろ)十一月初旬の立冬までに蒔き付け、麦(大麦のこと。江戸期は「麦」||大麦)は、十月の節句(二十四節気の一つ「小雪」。現在の暦で十一月下旬)蒔き付けるとのことです(こゝいいます)。一、畠高総町数は百十五町三反七畝二十一歩。高は二百五十四石八斗三升三合。

ただし、御蔵入、給領を一緒にしたものです。

〔注〕蔵入・支藩領および藩士の給領地以外の土地は、すべてその貢租が直接藩庫に収納されるので、これを御蔵入という。

給領・藩士に支給された知行地。

(以上、『防長風土注進案』研究要覧の用語解説による。以下、特にことわらない限り、用語の説明は『防長風土注進案』研究要覧の用語解説による。)

このうち、

御蔵入 畠数 七十五町九反五畝二十五歩。高 百六十三石二斗一升一合。

このうち

九斗七升四合

ただし、庄屋・畔頭(くろがしら)の給です。

〔注〕畔頭・幕府領における組頭にあたる役。

残 百六十二石二斗三升七合 石貫

給領 村上筑後様の御知行所

畠数 二十四町四反七畝十三歩 高 五十七石九升
このうち

一石八斗 ただし、庄屋給・寺領・舸子屋敷は御除(二年貢免除)
残 五十五石二斗九升 石貫

村上丹波様の御知行所

畠数 十四町九反四畝十六歩 高 三十四石五斗三升二合
このうち

一石一斗六合 ただし、庄屋給・寺領・舸子屋敷は御除
残 三十三石四斗二升六合 石貫

一、諸上納物

畠 銀一貫六百二十二匁三分七厘

浮役 銀三十五匁六分九厘二毛

門役 銀九十六匁六分

和市違 銀五百五十目

山立 銀二十一匁一分五厘

石大豆(ダイズ) 一斗五升二合五勺二才

ただし、高一石につき、大豆二升までの当たりを代銀を以って上納し申しあげること。

蕨縄 四束六房

ただし、本軒四十六軒軒ごとに一房あてであって代銀を以って上納し申しあげること。

御蔵入

御馳走米 五石六斗七合二勺九才

ただし、諸引方引残高の百六十二石二斗三升七合について、石ごとに三升五合あての召し上げられ分です。

同銀一匁二分六厘六毛

ただし、庄屋・畔頭給、御除の高について、十石につき十三匁あてであって、右のとおりが召し上げられ分です。

八十文銭四十六匁八分

ただし、諸職人の水役銀

給領 村上筑後様御知行所

御馳走米 一石九斗九合九升八合一勺五才

ただし、総高五十七石九升から、一石ごとに三升五合あての召し上げられ分です。

村上丹波様御知行所

ただし、総高三十四石五斗三升二合から、一石ごとに三升五合あての召し上げられ分です。

一、小貫

御蔵入

〔萩府へ七十八里〕

〔注〕この一文は、後の「一、萩并海辺里数（萩ならびに海辺までの里数）」の項の冒頭に記されるべきであり、錯簡と判断する。

米 一石二斗二升七勺五才

ただし、御勘場小貫定法のとおり

同 二石三斗五升四合四才

八十文銭 百三十二匁六分七厘八毛

ただし、天保三年辰年に御改めの地下小貫定法によります。

ほかに、

米 一石三斗九升三合五勺

銀 四百七十四匁九分五厘二毛

ただし、足役押（読み…あしやくならし）、舟舸子賃、飯米入目の分です。もつとも、年々に増減がありますけれども、天保十三年寅年の秋冬の貫立て仰せつけられました分です。

〔注〕足役押…村落の自治制上、村民の負担する夫役及び現物。足役は

足を主として労するのでこの名があり、或は足公役ともいう。

給領

米 二石五斗八升四合一勺六才

ただし、勘場小貫定法による、証人座の臨時入目、地下の臨時小貫ともに、右のとおり。

銀 八十七匁五分八厘二毛

ただし、証人座の臨時貫、地下の臨時貫の夏秋の分です。

一、御高札場一ヶ所 長さ（＝間口）三間、入（＝奥行）四尺五寸

一、萩ならびに海辺までの里数

萩府へ七十八里（↑錯簡を修正して、前の小貫の項より補う）。

ただし、上関へ五里、四代の台島へ一里、熊毛郡室積へ五里。

一、家並みのこと

住居は茅屋（ぼうおく…茅葺きの家）であって、中村と東浜の間に稀に瓦葺きの家があり、町筋は無く活魚小売の店があるだけです。ごいいます。

一、山のこと

山 惣津山

高さは、直立（＝垂直方向）に二丁五十間。人家の後ろ山で島の東北にあり、山頂から東北の間は直ぐに民居に臨んでいて山勢は険しく、亥（＝北から西へ三十度）の方角は、島の中央から見ると北の隅に相当していてしだいに海岸に下り、辰（＝東から南へ三十度）の方角は、（同様にまた島の中央から見ると）島の東の隅に相当していて山地は険しくて直ぐに海岸に臨んでおり、未（＝南から西へ三十度）の方角は、島の南に相当していて遠く海岸に至り、戌（西から北へ三十度）の方角は、島の西の隅に相当していて、地勢は広がり山頭の平地の中は、形がわずかに窪んでいて、ここから山勢は次第になだらかとなって遠くまで下り、志藤津の海岸に至って地脈が絶える。

すべて一島に一峯のために山頭は一面に広く、その周囲は海岸の出入りに沿って、山脚（＝山すそ）一周は三里六丁三十五間。

一、合壁山（かっぺきやま）の町数 六町一反二畝

〔注〕合壁山…百姓の私有林。立銀を徴するので、立銀山ともいう。

・正月元日

恵方棚を釣り、年徳神（としとくじん）始めそのほかの神々へ鏡餅を飴（かざり）り、三日の間、雑煮餅の御膳を供え、家族も睦まじく屠蘇酒を酌み交わし、身分相応の礼服を着て、氏神や檀那寺へ参詣し、地下役人・寺社家・親類・組合・知人などへ年賀の挨拶をし、すべて三朝とも同様にします。また三日のうちに家ごとに門において、××××は上下（かみしも）を着て万歳楽舞をし、餅・麦・芋などを貰って帰ります。

同 四日

早朝から、家の中の飾り物を片付け、それから事始めと申して地下中のそれぞれの生業をいたします。

同 七日

家ごとに七種粥を炊き、諸々の神に供え、家内も祝います。

同 十一日

御帳祝いとして、役座（地下役人の集まり？）において、その規式（決まった作法）を調べ、地下中の氏神へ参詣いたします。

〔注〕帳祝とは、商家で新年から用いはじめ帳簿、帳面を綴り、帳祝と称して、これより一年の商いの盛んなることを願って、小宴を張って祝うこと—Wedding。歴史民俗用語辞典 御帳綴（おちようとし）の項—である。地下役人が貢租に関する新年からの帳簿を綴じることにちなんだものであろう。

同 十五日

餅の粥を炊き、諸々の神に供え、家内も祝い、氏神へ参詣いたし、親類・組合へ回礼（＝挨拶回り）に勤め合います。

・二月朔日（二月一日）

神棚へ御膳・御神酒を供え、地下中の氏神へ参詣いたします。

・三月三日

御神酒徳利へ桃の花を立て、御膳を供え、氏神へ参詣いたし、地下中の回礼（＝挨拶回り）に勤め合います。

・五月五日

御神酒徳利へ菖蒲をさし、御膳を供え、氏神へ参詣いたす者もございませぬが、時節柄、繁忙期のために休息する者はございませぬ。

・六月朔日（六月一日）

神棚に御神酒・御膳を供え、氏神に参詣いたします。

虫送り

氏神社において、二晩三日の間、御祈禱を成し、結願の日（＝祈禱の終わる日）にあたって、地下中の者は残らず参詣いたし、麦わらで舟をこしらえ、紙人形を作ってそれに乗せ、神主そのほかに槍、鳥毛など（杯など）を持たせ、笛・太鼓・手鐘など拍子を揃えて、村中の畠に持ち回り、浜辺において、社人が出舟の規式を調べ、それから海へ漕ぎ出して帆をかけて送ります。

・七月七日

神々へ御神酒を供え、氏神へ参詣いたします。

同 十五日

神仏へ参詣し先祖の墓所参りなどをいたし、地下じゅう勤め合います。

・八月朔日（八月一日）

神棚へ御膳・御神酒を供え、氏神へ参詣いたします。

・九月九日

八月朔日と同様にいたします。

同 十五日

氏神祭り。十一日から社人は通夜いたし、十五日は地下じゅうが参詣いたしましたして、祭礼を済ませます。

・節分

神棚へ御神酒・御膳を供え、煎り豆を蒔きます。

・婚礼

吉日を選び、媒酌人が嫁を連れて行き、近親の者たちが集まって、以上の者は一汁一菜、以下はそれに準じ、その式を調べます。

合。山野・合壁山がございます。

一、波戸 一ヶ所

人家の西の端にあり、干落(干潮の海水面)まで十間余りを築き立てましたが、北・東・南の風にはいたって強く、西風にも漁船を四、五艘ぐらいいも繋ぐことができ申しますこと。

一、家数 二百六十九軒

うちわけ

本百姓 七十六軒

うちわけ

六十八軒 農人(≡農家)

三軒 商人(≡商家)

一軒 鍛冶(≡鍛冶屋)

一軒 紺屋(≡染物屋)

三軒 漁人(≡漁師)

門男(もうど) 百九十三軒

〔注〕門男…農民の階層のひとつで、本百姓に対していう。

うちわけ

百六十五軒 農人(≡農家)

三軒 家大工

一軒 左官

一軒 桶屋

二軒 紺屋(≡染物屋)

六軒 商人(≡商家)

十軒 漁人(≡漁師)

地下寺 三ヶ寺

法名本(ほうみょうもと) 一軒

〔注〕法名本…長州藩において、真宗の布教活動をしながらも未だ正式の寺号持ち寺院の住職ではなく、法名のままに居る職業坊主に近い

者、或はその居住し布教する建物。

同 社家 一軒

一、口数(≡人口) 千五百五十人

うちわけ

男 八百六人

女 七百二十八人

僧 十二人

社人 一人

地下役人 三人

一、職人札(しよくにんふだ) 六枚

〔注〕職人札…地方で稼業する職人は、業種別に藩の作事方又は勘場の根帳に登録され、営業許可証に当る職人札が、商人札と同様に交付された。

うちわけ

家大工 三人

鍛冶 一人

左官 一人

桶屋 一人

ただし、職人札が御下げ渡され仰せつけられた水役を勤めることは、御作事方の御根帳に付けてありますこと。

一、度牒(どちょう)・出津手形(でつてがた)

〔注〕度牒…俗人が得度して僧となる証文であって、出家となって地下暇する免許状をいう。出津手形…地方・浦方の廻船の出港許可書。

出津手形 六通

度牒は無しでございます。

一、牛 百二十七匹

一、船数 漁船二十五艘

一、風俗

・正月元日

恵方棚を釣り、年徳神（としとくじん）始めそのほかの神々へ鏡餅を飴（かざり）り、三日の間、雑煮餅の御膳を供え、家族も睦まじく屠蘇酒を酌み交わし、身分相応の礼服を着て、氏神や檀那寺へ参詣し、地下役人・寺社家・親類・組合・知人などへ年賀の挨拶をし、すべて三朝とも同様にします。また三日のうちに家ごとに門において、××××は上下（かみしも）を着て万歳楽舞をし、餅・麦・芋などを貰って帰ります。

同 四日

早朝から、家の中の飾り物を片付け、それから事始めと申して地下中のそれぞれの生業をいたします。

同 七日

家ごとに七種粥を炊き、諸々の神に供え、家内も祝います。

同 十一日

御帳祝いとして、役座（地下役人の集まり？）において、その規式（決まった作法）を調べ、地下中の氏神へ参詣いたします。

〔注〕帳祝とは、商家で新年から用いはじめ帳簿、帳面を綴り、帳祝と称して、これより一年の商いの盛んなることを願って、小宴を張って祝うこと—Wedding。歴史民俗用語辞典 御帳綴（おちようとし）の項—である。地下役人が貢租に関する新年からの帳簿を綴じることにちなんだものであろう。

同 十五日

餅の粥を炊き、諸々の神に供え、家内も祝い、氏神へ参詣いたし、親類・組合へ回礼（＝挨拶回り）に勤め合います。

・二月朔日（二月一日）

神棚へ御膳・御神酒を供え、地下中の氏神へ参詣いたします。

・三月三日

御神酒徳利へ桃の花を立て、御膳を供え、氏神へ参詣いたし、地下中の回礼（＝挨拶回り）に勤め合います。

・五月五日

御神酒徳利へ菖蒲をさし、御膳を供え、氏神へ参詣いたす者もございませぬが、時節柄、繁忙期のために休息する者はございませぬ。

・六月朔日（六月一日）

神棚に御神酒・御膳を供え、氏神に参詣いたします。

虫送り

氏神社において、二晩三日の間、御祈祷を成し、結願の日（＝祈祷の終わる日）にあたって、地下中の者は残らず参詣いたし、麦わらで舟をこしらえ、紙人形を作ってそれに乗せ、神主そのほかに槍、鳥毛など（杯など）を持たせ、笛・太鼓・手鐘など拍子を揃えて、村中の畠に持ち回り、浜辺において、社人が出舟の規式を調べ、それから海へ漕ぎ出して帆をかけて送ります。

・七月七日

神々へ御神酒を供え、氏神へ参詣いたします。

同 十五日

神仏へ参詣し先祖の墓所参りなどをいたし、地下じゅう勤め合います。

・八月朔日（八月一日）

神棚へ御膳・御神酒を供え、氏神へ参詣いたします。

・九月九日

八月朔日と同様にいたします。

同 十五日

氏神祭り。十一日から社人は通夜いたし、十五日は地下じゅうが参詣いたしましたして、祭礼を済ませます。

・節分

神棚へ御神酒・御膳を供え、煎り豆を蒔きます。

・婚礼

吉日を選び、媒酌人が嫁を連れて行き、近親の者たちが集まって、以上の者は一汁一菜、以下はそれに準じ、その式を調べます。

・葬式

親類、近所の者から香典米を持ち寄り、檀那寺を招き、野辺送りを調べ、賄い方については、その時のあり合わせの野菜物を持ち寄って済ませます。

一、年回法事

先祖の年忌は、一周忌、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十五回忌、三十三回忌、五十回忌。檀那寺は招き受け親族・知人が集まり、軽い齋非時（ときひじ）齋は午前の食事、非時は午後の食事の意。法事などで僧に供する食事のこと。を出し、檀那寺の墓所参りなどをいたします。

右、風俗は質素廉直の者が多く、夏時分は畠に固屋懸（＝小屋掛・仮小屋を作ること）をして、そこで寝起きし、昼夜（夜白 ヨルヒル 昼夜。―Web1.10 歴史民俗用語辞典）に農事に精を出しております。また、吉凶の事がある時は、親族・組合の者が集まり、村じゅうで助け合いの心得で一致しております。

一、産業の事

男は、農業をいたし、夜中または雨中には苦を編み、そのほかに藁仕事をしたし、畠の少ない者は、漁業あるいは日傭い稼ぎをいたします。女は、はた織りまたは山野働き、磯稼ぎなどをいたします。

一、篠苦

一万枚 代銀 二貫五百目

一、茅

一万四千把 代銀 七百目

一、白木綿

三千五百反 代銀 二十二貫七百目

ただし、出来立一ケ年分の売料は右のとおり、反ごとに六匁五分あてで、ほかに着料八百反を織りあげております。

一、煎海鼠（いりこ）

四百四十四斤七合五勺

代銀 一貫二十七匁八分六厘七毛

ただし、近年の見押（みならし 平均のこと）をもつての一ケ年の分、右のとおり

一、栄螺

一万五千

代銀 三百目

ただし、同断

一、布苔

五百十貫目

代銀 三貫六十目

ただし、同断

一、牛

六十四

代銀 一貫八百目

一、物産

五穀・雑穀・野菜の部

大麦 六百石二斗四升五合一勺

小麦 七十五石

粟 十五石

黍 七十石

稗 十石

大豆 二十石

小豆 六石五斗

大角豆 四十石

胡麻 二十石

唐芋 六万四千貫目

大根 八千五百貫目

以上、十一品。

五穀、雑穀、野菜の品々は、豊凶近年の見押をもつて、一ケ年あたり。右のとおり。諸々上納差し上げた余りは食料にして、不足の分は買い求めます。

竹木そのほかの部

櫨（ハゼ）の実 五百七貫三百目 代銀 一貫百一匁三分五厘

ただし、一ケ年分は、およそ右のとおり。

〔注〕櫨（ハゼ）…櫨（ハゼ）の実を原料とする蠟（ロウ）は、米・紙と

ともに防長三白の一として大阪市場に名を得た専売制による長州藩の重要物産であった。

一、樹竹の部

松、榎、椋、桑、柳、合歡（ネム）、竹

一、果の部

梅、桃、橙、蜜柑、梨子（ナシ）、杏子（アンズ）、柘榴（ザクロ）

一、花の部

桜、牡丹、菊、水仙、雞冠（ケイトウ）、百合花、蘭、菖蒲、藤

一、草の部

茅、蓬萊（ヨモギ）、葛、橐吾（読みは、タクゴ。ツワブキ）、常山（ジ

ヨウザンアジサイ）

一、鳥獸

鶏、鳩、鳥、鳶、鶯、雀、鴟（モズ）、鷗、鷹、郭公（カッコウ）、鶴

鴿（セキレイ）、鼠、猫、獺（カワウソ）

一、虫

蝸牛（カタツムリ）、蚯蚓（ミミズ）、百足（ムカデ）、松虫、蠅、蜘蛛、

蟬、蜻蛉（トンボ）、蟻、蝶、蜂、虻（アブ）、蠣、蛙。

【注】「蠣」については、不詳。文字の意味としては、貝の牡蠣（カキ）

であるが、次項に「牡蠣」が挙げられているので、ここは別のものを指すのかもしれない。釣り餌に使うカキムシであろうか。

一、介の類

蟹、牡蠣、辛螺（ニシ）、棠螺（サザエ）、蛭（ニナ）、鮑（アワビ）

一、魚の部

鯛、鰈（カレイ）、鰯（コチ）、鮠（ニベ）、鯖、鰯（アジ）、鱸（スズ

キ）、鰻（フグ）、鯨（音キユウより推測するに、キユウセンであろう）、

鰯（イワシ）、鰹（ハモ）、魴鮒（ホウボウ）、鮒（ヒラ）、鱈（エソ）、鱈

（エイ）、鰯（ブリ）、鱧（フカ）、鮫（サメ）、鮪（マグロ）、烏賊（イカ）、

海鼠（ナマコ）、蛸（タコ）、蝦（エビ）、鱧残魚（シラウオ）

一、海草の部

鹿尾藻（ヒジキ）、若和布（ワカメ）、海羅（フノリ）、青サ

一、薬品の部

天文冬（てんもんどう）、半夏（はんげ）、防風（ぼうふう）、忍冬（にんどう和名スイカズラ）、天南星（てんなんしょう）、蜀椒（しよくしょう）、野菊花（のぎくか）

右の魚介海草の類は、漁業をいたしております者にとって、渡世の一助になっておりますが、薬の種類を（わかって）採る者はおられません。

一、珍しい果実および蓬萊杖

・コッコオ

三浦山の中にあり、その樹は蔓性で大木に寄り添って自然に成長し、高さは数丈、樹の頂上に実をつけるので、枝を攀じ上って摘み取るものは稀であり、実は秋に熟して瓜に似て細く、美味で少し酸味を帯びており、これを食べると寿命が延びると土地の人は言います。この樹は、ほかの国には無いとのことでございます。『本草綱目』に「獼猴藤」①、和名をコツハ（コクハの誤り②）というものの記載があるとのこと、この類のものではないだろうか、土地のものは申し伝えております。

【注】

①李時珍『本草綱目』卷三十三 果之五 獼猴桃（宋《開寶》）

②【釋名】獼猴梨（《開寶》）、藤梨（同上）、時珍曰、其形如梨、其色如桃、而獼猴喜食、故有諸名。閩人呼為陽桃。

【集解】志曰、生山谷中。藤著樹生、葉圓有毛。其實形似雞卵大、其皮褐色、經霜始甘美可食。皮堪作紙。宗奭曰、今陝西永興軍南山甚多。枝条柔弱、高二、三丈、多附木而生。其子十月爛熟、色淡綠、生則極酸。子繁細、其色如芥子。淺山傍道則有存者、深山則多為猴所食矣。

・實

【氣味】酸・甘、寒、無毒。藏器曰：咸・酸、無毒。多食冷脾胃、動泄瀉。宗奭曰：有實熟者宜食之。太過、則令人臟寒作泄。

【主治】止暴瀉、解煩熱、壓丹石、下石淋（《開寶》）。誥曰、並宜取瓢和蜜作煎食。調中下氣、主骨節風、癱緩不隨、長年白髮、野雞內痔病（藏

器)。

・藤中汁

【氣味】甘，滑，寒，無毒。

【主治】熱壅反胃，和生薑汁服之。又下石淋(藏器)。

・枝、葉

【主治】殺蟲。煮汁飼狗，療疥(《開寶》)

【訓読と語注】

李時珍『本草綱目』卷三十三 果之五より獼猴桃 宋『開寶重定本草』

(この書は、開宝七974年刊。すでに散佚している)

【積名】

獼猴梨(《開寶重定本草》)、藤梨(同上)。時珍曰く、其の形 梨のごとくして、獼猴 喜びて食す。故に諸名 有り。閩人は、呼びて「陽桃」と為す、と。

【集解】

(馬) 志 曰く「山谷の中に生ず。藤は樹に著きて生え、葉は丸く毛が有り。其の実の形は鶏卵に似て大きく、其の皮は褐色、霜を経て始めて甘美となり食すべし。皮は紙を作るに堪えり」と。(冠) 宗奭(《本草衍義》)に 曰く、「今の陝西永興軍の南山に甚だ多し。枝条は柔弱にして、高さ二、三丈、多くは木に附きて生ず」と。其の子(《実》)は十月(旧曆十月)に爛熟し、色は淡緑、生(食)なれば則ち極めて酸なり。子は繁細(《細々と多く成る》)にして、其の色は芥子のごとし。淺き山の傍道なれば則ち存する者有り、深き山なれば則ち多く猴の食う所と為れり。・実

【氣味】

酸(酸味。収縮・固澁作用)・甘(甘味。緊張緩和・滋養強壯作用)・寒(寒性。患者の熱を抑える作用)・無毒。(陳) 藏器(《本草拾遺》)に

曰く、「咸(《鹹》。塩辛いこと。鹹味。潤・軟堅・瀉下の効能)・酸、多く食えば脾臓や胃を冷やし、動(やや)もすれば泄瀉(《下痢をする 読

みは「せつへき」す」と。(冠) 宗奭(《本草衍義》)に 曰く、「実の熱する者有れば、宜しく之を食すべし。太(はなは)だ過ぎれば、則ち人の(内) 臓をして寒にして泄(《下痢》)を作(な)さしむ」と。

【主治】暴渴(《喉の渴き》)を止め、煩熱(《体内の熱によるほてり》)を解き、丹石を壓し(《丹石の毒を鎮め》)丹石は、水銀と硫黄からなる赤色の鉱物「辰砂」のことで、消炎・鎮静薬として用いられた)、石淋(腎臓、膀胱の結石)を下す「馬志『開寶重定本草』。読(《孟詵》)曰く、「並びに宜しく瓢(読み…じょう。種を含んだ柔らかい部分のこと)を取り、蜜に和して煎食(《煮て食べること)を作すべし」と。中下気を調え(《身体の中央から下部の気をととのえ)、主骨節風(骨格の成長と関節の腫れ痛み)、癱緩不隨(身体の麻痺・不隨)、長年の白髪、野鶏の内痔病(陳藏器『本草拾遺』)。」
・藤(《蔓》。つる)の中の汁

【氣味】甘、滑(沈着を除き滑らかに流れるようにする)、寒、無毒。

【主治】熱壅反胃(胃の熱が塞がれて胃の気が逆流する)には、生姜汁に和して之を服す。又た、石淋(腎臓、膀胱の結石)を下す(陳藏器『本草拾遺』)。

・枝、葉

【主治】殺蟲。煮汁もて狗を飼えば、痼疥(《皮膚病》)を療す(《開寶重定本草》)。

②「コツハ」は翻刻の際の読み誤りと考えられ、正しくは「コクハ」。同じマタタビ属の近縁種サルナシ(猿梨)の果実を「コクワ」と呼ぶのに由来すると考えられる。この、サルナシについて、日本では、深江輔仁『本草和名』獼獲に「和名之良久知」、源順『倭名類聚抄』獼猴桃に「和名之良久知、一云古久波」とある。

【補注】

小野蘭山『本草綱目啓蒙』(1806年刊)卷二九獼猴桃には、「シラクチ和名鈔 紀州奥州 コクハ紀州 コクワ同上 コクハ南部

ヤマナシ ヤブナシ濃州 チンピラリ上州 リンロク同上 ナシ
カヅラ薩州 ゴツカウ同上 カナカヅラ藝州広島 フモリコブノ
コ阿州 ニキヤウ羽州」とあり、紀伊で「コクヲウ」、薩摩で「ゴツカ
ウ」と呼ばれているのが「コツコオ」という呼び名に酷似している。コ
ツコオの呼称に関して、伝説として個人に寄託する以外の方面から言及
する文献は管見の及ぶ限りでは無い。呼称の源が何であるかについて、
明確なことは言えないものの、紀伊と薩摩を瀬戸内経由で結ぶルートが
あったことの証のひとつであり、祝島が瀬戸内における交通の要衝であ
ったことから、「コツコオ」という呼称自体が共有されていた可能性を指
摘することはできると思う。なお、紀伊と薩摩（種子島）の間に戦国・
安土桃山時代に密接な交流があったことは、慶長十一（1606）年に種子
島久時が薩摩国大竜寺の禅僧である南浦文之（玄昌）に編纂させた鉄砲伝
来に関わる歴史書『鐵炮記』に、紀州根来の杉ノ坊の求めに応じて、入
手した鉄砲二丁のうちの一丁を種子島領主の種子島時堯が譲った記事が
あることから明らかである。

参照：<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/1243125/86>

蓬萊杖

この地は、山野に艾草（ヨモギ）を生じ、その茎は一年立といえども
長大で、杖を作ることができる。はなはだ雅なものである。この杖をつ
く時は、寿命が増すと言われており、それで、蓬萊杖と名付けたのです。

一、奇巖怪石

香箱

島の北にある西山の海岸にあり、頂上の一石が最も大きくて、石面に
筋目模様が縦横に表れていて、五十余りの石が一面に重なり合い、あた
かも香合のように見えます。

翁石

南海の磯の端にあり、石の質は白く、高さは一丈八尺余り、周囲は十
間余り、並んでいて翁の立つ姿に似ており、その昔、豊後の漁師が祈つ

たところ、大いに収穫があったと申し伝えております。

一、神祠

○八幡宮 仁安三（1188）戊子（つちのえね）十一月、石清水より勸請。

「注」『防長寺社由来』には、「山城国男山岩清水八幡宮より勸請奉る」
とあり、但し書きに「人王七十九代六条院御宇 仁安三（1188）戊子
霜月十五日卯日 勸請仕（つかまつ）る」とある。

祭神 応神天皇

御殿 桁行三間、梁行三間、銅葺

「注」『防長寺社由来』には、「宮戸八幡宮三間社」の項、但し書きに、

「内陣 桁行一丈六尺、梁行九尺、外陣 桁行同断、梁行五尺、キリ
ノガワ三尺、屋柵 コケラ葺」とある。また、「同拝殿 桁行三間半、
梁行式間。但、屋柵 瓦葺」とある。

釣屋 梁行二間、桁行二間半、瓦葺

「注」『防長寺社由来』には「同釣屋 九尺四方。但、屋柵 瓦葺」とある。

向拝 梁行一間、桁行一間半、瓦葺

唐破風通夜堂 梁行二間、桁行四間、瓦葺

祭日 毎年、九月十五日、十一月の最初の卯の日の二度、祭礼を行な
つております。

「注」『防長寺社由来』の但し書きには「九月十五日御幸相成、霜月初卯
祭」とある。

【棟札の写し-----省略】

・ 祇園 祭神 素戔嗚命（スサノヲノミコト） 石祠 八寸に一尺四寸

・ 荒神 祭神 素戔嗚命（スサノヲノミコト） 石祠 一尺に一尺八寸

「注」『防長寺社由来』上関宰判 岩見島 宮戸八幡宮外小社の項には、「三
宝大荒神 但し、人王七十九代六条院御宇 仁安三（1188）年 戊子

年 八月三日勸請 奉る」とあり、八幡宮に先立って勸請されたよう
である。また、「同（三三宝大荒神）祭り」の項の但し書きに「但し、
四五ヶ年二一度宛豊後の国国崎郡伊美村別宮八幡宮の社人招請仕、

八月三日神樂執行仕候事（但し、四、五年に一度のあてで、豊後の国 国崎郡伊美村にある別宮八幡宮の社人を招請いたし、八月三日に神樂を執り行っておりますとのこと）とある。

『防長寺社由来』は、以下の説明を加えている。「右荒神の儀は同国同宮の社人勸請仕候二付、于今旧格を以右の社人呼請執行仕候事（右の荒神の事につきましては、豊後国の別宮八幡宮の社人が勸請をいたしましたことにより、今においてもその昔の格式をもって、右の社人をお呼び申し上げて執り行っておりますとのこと）。現代に伝わる祝島の「神舞行事」が、これに該当するのは明らかであるが、後記の朱書には、祇園社・春日社・磯神社とともに天保十四（1843）年に「解除」されている。これは天保十二年に行われた調査によって由来の明確でない淫祠とされたためである。『防長寺社由来』に「三宝荒神社ホコラ堂」とあるのがもともとの石祠に該当すると思うが、『地下上申』には、八幡宮境内ではなく三浦の山中にあったと記されている。解除対象は三浦の石祠であり、その後、八幡宮境内に三宝荒神の石祠が造られ、神舞行事が行われたのだろう。以上は、『祝島の神舞行事』（山口県文書館 昭和五十三年刊）に詳しい。

・春日 祭神 天兒屋根命（アメノコヤネノミコト）

神殿 桁行 三尺五寸、梁行 二尺九寸、茅葺

拜殿 桁行 二間、梁行 九尺、瓦葺

〔注〕『防長寺社由来』上関宰判 岩見島 宮戸八幡宮外小社の項には、但し書きに「大和国南都春日大明神奉勸請年月相知不申、祭日、五月五日、八月五日（大和国南都の春日大明神に勸請を奉る。年月は相知り申さず。祭日は、五月五日、八月五日）」とある。

『防長寺社由来』には、「春日大明神一間社 但し、屋祢 瓦葺」とある。また、『防長寺社由来』には、寛延二（1750）年八月五日付の棟札の写しを載せている。

・磯神 祭神 級長津彦命（シナツヒコノミコト）

（朱書）「右四ヶ所、天保十四（1843）卯年に解除になりましたとのこと」
 「注」朱書の「四ヶ所」とは、祇園・荒神・春日・磯神を指す。『防長風土注進案』は天保十四（1843）年、『防長寺社由来』は明和五（1768）年であるので、『防長寺社由来』に比べて記載が全体に簡略になっているのは、この朱書に見える件が影響しているであろう。

一、寺院

○真宗 利生山照満寺 西村に有り

本堂 桁行六間、梁行六間、瓦葺。

庫裏 桁行五間、梁行五間半。

釣屋・玄関 桁行二間、梁行二間、上屋は瓦葺。

土蔵 桁行三間半、梁行二間半、瓦葺。

鐘撞堂 桁行九尺、梁行八尺、瓦葺。

門 桁行二間、梁行一間、薬医門造りで上屋は瓦葺。

本尊 阿弥陀如来 木仏 立像 長け二尺一寸

脇壇 親鸞上人・良如上人画像

本山 京都西本願寺下、泉州堺善教寺下、都濃郡戸田善宗寺下、玖珂郡与田明頭寺の末寺でございます。当寺の開基は、大内義隆の家臣、石丸左馬頭の次男、同姓（〓石丸）四郎左衛門 則之①、天文二十一（1552）年に本願寺証如上人の弟子となり、小寺を建立いたし、五代念尊の代、明暦十九年九月二十八日に寺号・木仏の免許が成り、利生山照満寺と改め②、六代達導の代、元禄十三（1700）年五月十七日に国絹袈裟を免許されました③。開祖より、現在の住職まで十一代になります。④

壇家 九十八軒

〔注〕

①開基及びその後四代までについて、『防長寺社由来』は、「開基了通より了専、了全、了専、年数存知不申候。右四代は法名計二て寺役等相勤申候所二（開基の了通から了専、了全、了専までの年数は存じ上げません。右の四代は法名本であっただけで、寺役などを勤めておりましと

ころに」と記す。石丸四郎左衛門則之の僧名が了通であったのだろうか。

②『防長寺社由来』には、「五代治齋代ニ寺号願出、從御公儀願の通被為仰付、早速京都え罷登り無相違願望相調、明暦元未九月廿八日照満寺と寺号從本山御免。(五代治齋の代に寺号をくださるる様に願ひ出て、御公儀から願ひのとおり仰せつけなされ、早速に京都へ参上いたして、相違無く願望を調べて、明暦元1655未年の九月二十八日に照満寺と寺号を御本山から御許しいたされた)」と詳細に記されている。ここで、五代の住職が『風土注進案』では「念尊」、『寺社由来』では「治齋」となっており、誤記誤読の生じるような名前ではないため正誤の判断をつけかねる。あるいは寺号免許後に改名したか。なお、年号の明暦は四年までしかなく十九年は誤り。『寺社由来』によつて、明暦元年とすべきである。

③『防長寺社由来』に「一、聖徳太子・七高僧・祖師上人・良如上人 以上 四幅 脇掛 右 御本山より御免、元禄拾三年」とある。

④『防長寺社由来』には、「六代達道、七代達素、只今八代ニ罷成申候、法名順応と申候事」とあつて、七代、八代の住職名が記されている。

なお、『防長寺社由来』には、宝永六(1709)年の六代達道の手になる鐘銘を載せている。

梟氏呈巧、鎔範既成。赤銅鍊精、鯨魚発声。豊嶺霜白、寒山月清。聞有頂上、達無間城。德音無尽、海島永栄。

宝永六年 照満寺現住 達道 誌

〔訓読文〕

梟氏 巧を呈し、鎔範 既に成れり。赤銅 鍊精し、鯨魚もて発声す。豊嶺に霜は白く、寒山に月は清し。有頂の上に聞こえ、無間の城に達す。德音は尽くること無く、海島は永く栄えん。

宝永六年 照満寺現住 達道 誌(しる)す

〔通釈〕

鐘作りは巧みな技を表して、鑄型は出来上がった。赤銅をねり鍛えた(鐘は)、鐘撞き杵で音を発する。緑豊かな嶺に霜が白くおりたかのよう

に、寒々とした山に月が清らかに輝くかのように、天のはるかに上まで聞こえ、無間地獄にまで届く。功德の音は尽きることなく、この海に浮かぶ島は永遠に栄えるであろう。

宝永六年 照満寺 現住職 達道 記す

〔語注〕

・梟氏(ふし)…中国の伝説で、鐘を作った者のこと。『周禮』考工記 梟氏に「梟氏は鐘を為(つく)る。」とある。

・鎔範(ようはん)…鑄物を作るための金属を溶かして入れる型。鑄型。『文選』卷三十六 王融の「永明九年策秀才文」に「且つ後命有り、茲の鎔範を事とせん」とある。

・鍊精(れんせい)…十分にねり鍛えること。精鍊。

・鯨魚(げいぎよ)…鐘を打つ杵。鐘をつく杵に鯨の彫刻を施したことによる。

・有頂(うちよう)…仏教語。天のこと。『法華経 序品』に「阿鼻の獄より、上は有頂に至る」とある。

・無間(むけん)…仏教語。梵語の阿鼻を無間と漢訳する。ここの「無間の城」は無間地獄のことをいうのである。『唯識論同學鈔』に「鷲子の無間の城に往き、外道の類を教化し、目連の餓鬼の城に趣きて、飢饉の苦を救うがごときなり」とある。

・德音(とくいん)…徳のあらわれた音楽のこと。『禮記』樂記に「天下大いに定まり、然る後に六律を正し、五聲を和し、詩頌を弦歌す。此れを之れ德音と謂う。德音は之れ樂を謂う。」とある。ここでは、功德のあらわれた鐘の音の意味であろう。

○真宗 遍照山 光明寺 中村に有り

〔欄外、後書〕同所の照満寺(＝照満寺)へ合併。各寺号はそのまま差し置き。

本堂 桁行六間、梁行五間半、瓦葺。

庫裏 桁行四間、梁行三間、瓦葺。

釣屋 桁行九尺、梁行三間半、瓦葺。

鐘撞堂 八尺四方、瓦葺。

門 桁行九尺、梁行六尺、瓦葺。

長屋 桁行四間、梁行二間、茅葺。

本尊 阿弥陀如来 木仏 立像 長け一尺八寸①

脇檀 親鸞上人・寂如上人 画像。②

本山 京都西本願寺下、泉州堺善教寺下、富田善宗寺下、玖珂郡 与田村 明顕寺の末寺でございます。当寺の開基は、大和国南都の石丸左馬頭平朝臣則頼なる者が、武者修行と号して応仁年間（1467～1469）に諸国に修行するうちに当島へ来たり、大内家に仕官し申し上げて当島の地土（読み…じざむらい）となっていました。左馬頭から七代の子孫の四郎左衛門 則継と申す者、元和四（1618）年に真宗に帰依し、法号を了通と改めまして、四代 宗善の代の天和二（1682）年五月末日に木仏・寺号を免許せられ、七代 了貞の元文五（1740）申年の八月朔日、国絹袈裟を免許されました。開祖より当代の住職まで十二代になります。③
檀家 八十一軒

〔注〕

① 『防長寺社由来』は、「御本山御免、御長 式尺壹寸」に作る。

② 『防長寺社由来』には、「一、聖徳太子・七高僧・祖師上人・寂如上人・住如上人 已上 五幅 脇掛 右 御本山より正徳三（1713）・元文式（1737）年 兩度御免」とある。

③ 『防長寺社由来』は、開基の了通以降を詳しく記している。

「開基了通、浄賢、了順、宗善、右四代法名にて寺役等相勤申候処ニ、五代達道代、天和式 壬戌 五月晦日寺号願出、從御公儀願の通被仰付させ、早速御本山え罷り登り願望相調、光明寺と寺号從御本山御免、六代俊貞、七代了玄、只今まで八代に罷成申候、了貞と申候事（開基の了通、浄賢、了順、宗善、右の四代は法名本にて寺役等を勤めておりましたが、五代達道の代の、天和二（1682）壬戌の年の五月末日に寺号を願い出、

御公儀より願いの通り仰せられ付けさせ、早速、御本山へ参上いたし願望を調べ、光明寺と寺号を御本山よりお許しを得ました。六代俊貞、七代了玄、ただ今まで八代になり申し上げまして、八代は私こと、了貞と申します」とある。

なお、『防長寺社由来』（明和五〔1688年〕の時点では末寺があり、「一、末寺 徳山御領「佐波郡」野島 真宗 万行寺」とある。また、『山口縣風土誌』卷二百九十 金石文誌卷三之上 熊毛郡之上（第十四冊 一三四ページ）には、「上関村大字祝島光明寺小鐘銘」（光明寺は、光明寺の誤り。）と題し、「鏡光東出、景影西沈、貴賤何語、応声護音（鏡光は東より出で、景影は西に沈む、貴賤 何をか語らん、応（まさ）に声を護音となすべし 太陽の鏡のような光は東から出て、その光は西に沈む。人の貴賤など語るにたろうか、この鐘の音を護法の音とすべきである）」の四句が記されている。

〔補注〕照満寺、光明寺について、『山口縣風土誌』卷七十八 周防国熊毛郡 村誌 上関村の仏刹 真宗の項（第四冊一八三ページ）に「照満寺 光明寺（祝島の中村） 照満寺、天文二十（1553）年創建、明暦（1655）年九月廿八日寺号公称（山号利生山、開基不詳、五世念尊（或作治済）が代寺号免許、或明暦元年） 光明寺、元和元（1615）年創建、天和二（1682）年五月寺号公称（山号遍照山、開基了通、五世達道（或宗善）代寺号免許、五日なり。もと中村にあり） 明治三（1870）年四月合併寺号」とあり、また、同書卷七十八 周防国 熊毛郡 村誌 上関村の仏刹 古蹟の項（第四冊一八四ページ）に「光明寺（祝島の中村）」とある。「西暦は、筆者」

○真宗 石原山 善妙寺「附箋」平郡島妙徳寺ヲ合併 善徳寺ト改号（朱、後筆）

本堂 桁行五間半、梁行五間半、瓦葺。

庫裏 桁行五間半、梁行三間半。

釣屋・玄閣 桁行二間半、梁行三間半。

土蔵 桁行三間半、梁行二間半。

鐘撞堂 一棟 上屋 瓦葺

門 桁行九尺、梁行五尺。

長屋 桁行五間半、梁行三間。

本尊 阿弥陀如来 木仏 立像 長け三尺。①

脇檀 親鸞上人・湛如上人 画像。②

本山 京都西本願寺下、泉州堺善教寺下、都濃郡富田善宗寺下、玖珂郡与田村明頭寺の末寺でございます。当寺の開基は石原藤左衛門と申す者で、大坂籠城の節に頭如上人に御剃刀をいただき、法名を教通と改め、帰国後に一字を創建し、五代の元禄三（1690）年に寺号・木仏を免許され、八世義慶の明和四（1767）亥年五月十八日に国絹袈裟を免許されました③。開祖より当代の住職まで十一代でございます。

檀家 五十軒

〔注〕

① 『防長寺社由来』には「御本山御免、御長式尺壹寸」とある。

② 『防長寺社由来』には、「一、聖徳太子・七高僧 以上二幅脇立 右御本山御免、明和四（1767）年亥ノ五月」とあり、聖徳太子・七高僧の二幅の脇立を国絹袈裟の免許と同時に許されたようである。一方で、『風土注進案』に記す「親鸞上人・湛如上人 画像」の記載は『寺社由来』には無い。

③ 『防長寺社由来』には、「開基教通、善斎、浄玄、円□、右四代法名許にて寺役等相勤申候所ニ、五代清慶代元禄十丑の七月十日寺号奉願、從御公儀願の通被為仰付、早速上京仕本寺無相違善妙寺と寺号御本山より御免。六代儀動、七代智全、八代善応、只今まで九代ニ罷成申候、法名澄慶と申候（開基の教通、善斎、浄玄、円□、右の四代は法名本だけで寺役等を勤めましたところが、五代清慶の代の元禄十（1697）丁丑の年の七月十日、寺号を願い奉り、御公儀より願いの通り仰せ付けなされ、早速、上京いたしましたして本寺は相違無く善妙寺と寺号を御本山より許さ

れました。六代儀動、七代智全、八代善応、ただ今まで九代になります。

（現在の住職は）法名澄慶と申します」と記されており、五代の法名が清慶であるとわかるが、寺号を許された年が異なっており、八代の法名も異なっている。また、『防長寺社由来』には、宝永五（1710）年十月に願主の「受慶」（「受」の字に「ママ」と書かれている）の手になる鐘銘文が載せられている。

〔鐘銘文〕

新鑄法器、恭掛梵空。乾坤大地、含青石中。日月幽嶼、吐萃鯨嚨。屢響所応、更勿不退。仏善巧法、亦是□同。人民得易、鳥獸忘恫。家国与盛、海島財豊。共鳴此鏞、弥伝無窮。

宝永五 戊子歳 十月日 願主 受慶

〔訓読文〕

新たに法器を鑄て、恭しく梵空に掛く。乾坤大地は、青石中に含まれ、日月幽嶼、萃を吐きて鯨嚨あり。屢々たる響きの応ずる所は、更に退（通？）ざること勿（な）し。仏の善巧の法も、亦た是れ□同。人民は易（やす）らかなるを得、鳥獸は恫（おそ）れを忘る。家国は与（とも）に盛んにして、海島は財豊かなり。此の鏞に共鳴し、弥（ます）ます伝えて窮まること無からん。

宝永五 戊子の歳 十月日 願主 受慶

〔通釈〕

梵鐘を新たに鑄造し、丁重に寺に設置した。昔から今までの天地の全てが青銅の鐘に含まれ、年月を経た俗気のない小島に、緑に溢れて鐘の音が響く。いつまでも細く長く続く響きに応じて、どこにも通じないところなどない。御仏の善巧の法にも、この鐘の音は等しいものである。（かくして）人々は平安を得て、鳥や獣もおびえることはなくなり、家と国はともに隆盛となつて、この海に浮かぶ島は財豊かとなる。この梵鐘に共鳴して、ますます教えを伝えて窮まることは無いであろう。

宝永五（1710） 戊子（つちのえね）の年 願主（ねがいぬし） 受慶

「語注」

・法器（ほうき）…仏具のこと。鐘、鼓、引磬、木魚などの楽器や杖、塵などをいう。ここでは鐘のこと。

・梵空（ぼんくう）…梵天の世界を意味すると考えるが、「梵宮」のように単に寺院を指すと解釈する方が自然であるので、ここでは寺院の意味としておく。なお、冒頭の二句は、浄土真宗の鐘銘文の一定型ではないかと考える。佐賀市の梅谷山円光寺の鐘銘の冒頭にも「鑄成洪器 高掛梵空（鑄成洪器を鑄成し、高く梵空に掛く）」とあるからである。

・乾坤大地、含青石中…昔から現在までの、この世の天地全てが、青銅の鐘に含まれるの意。永平寺第五世 義雲和尚の「永平禪寺鐘銘並びに序」に「昔 青葉髻、竺土に於て青石の大鐘を造り、化佛 日を逐うて光を放つ。今 二禪人 吉祥在りて青銅寶器を鑄る。祖宗 時と護念する者なり。往時と今日とは函蓋乾坤なり。洪韻 劫前劫後を繼ぐを疑わず。」とある。

・日月（じつげつ）…太陽と月の意であるが、前の二句に対応させて、年月の意に解釈する。

・幽嶼（ゆうしよ）…幽は、奥深い・俗気がないの意。嶼は、島。

・吐萃…萃を翠に読み、緑あふれるの意。

・鯨籠（げいろう）…「籠」は、のどの意である。韻字の関係でこの字が用いられたのであろうが、それでは意味が通じにくい。鐘の音の意味の語で「鯨音」という語があるので、鯨ののどから発せられる音の意味にとり、鐘の音と解釈する。

・屢…ここは、「屢屢」に同じ。いつまでも細く長く続くの意。

・善巧（ぜんぎょう）…仏語。人々の機根に応じて巧みに善に教え導き、仏の利益（りやく）を与えること。

・□同…一字欠字、「有」もしくは「處」を補うべきであろう。いずれにせよ、鐘の音が仏の善巧に等しいものだという意味になるべきである。

・易…和やかで落ち着いた様子のこと。

・恫…おびえること。

・家国…家と国。また、国家。

・鏞（よう）…大鐘。『説文解字』に「鏞、大鐘之を鏞と謂う」とある。

「補注」

『山口縣風土誌』卷七十八 周防国 熊毛郡 村誌 上関村の仏刹 真宗の項（第四冊一八三ページ）に「善徳寺（同上「祝島」の東浜） 元善明寺、元禄十（1697）年七月寺号公称（山号石原山、開基教通、寺号免許五世清慶が代、十日なり） 明治三（1870）年本島照満寺へ合併、各寺号の処合併差止。元明徳寺、本國大島郡平郡村に創建（山号海母山、開基教信、寺号免許年月・世代不知） 明治六（1873）年二月合併一寺号改称」とある。「西暦は、筆者」

○法名本 一字 東村に有り

本堂 桁行五間半、梁行五間半、瓦葺。

庫裏 桁行四間半、梁行四間、瓦葺。

本尊 阿弥陀如来 木仏立像 長け一尺八寸。

脇檀 親鸞上人・文如上人 画像。

本山 西本願寺下、泉州 堺 善教寺下、都濃郡 富田村 善宗寺下、玖珂郡 与田村 明頭寺の末寺でございます。開基の教通と申す者、当島の長蔵寺と申す禅宗の寺が大破断絶の折に、その寺の門徒が右の教通に帰依いたしました。寛永年間（1624～1644）に改宗し真宗の寺院一字を建立いたしました。二世の善西と申す僧が、寛文二（1662）年に本願寺において得度いたし本尊の木仏を申し請け、六世惠照の代に寺号の免許をうけ、開放山報恩寺と改め、国絹袈裟を免許されました。宗祖より当代の住職まで七代になります。

檀家 五十軒

（附箋）法名本一字 腰書に寺号免許云々 フシン

「注」

この法名本の項目は、『防長寺社由来』には無い。